

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	シェアサイクルポートの設置に係る課税標準の特例措置の創設		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>公共交通を補完する移動手段であるシェアサイクルポートの普及促進を図るため、市町村自転車活用推進計画に位置付けられた区域を対象として、シェアサイクルポートの設置に係る固定資産税の特例措置を創設。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>下記の通り取得されるシェアサイクルポートの設置物・附属物について、3年間、課税標準を価格の1/2とする。</p> <p>（対象事業）</p> <p>自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画において市町村が定めるシェアサイクルポートの整備を推進する区域（概ね街区単位）（※）において事業者が設置するシェアサイクルポート</p> <p>（※）市町村は、自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画にシェアサイクルポートの整備を推進する区域を定めることができるものとする。（次期自転車活用推進計画に記載予定）</p> <p>（対象設置物）</p> <p>ラック、自転車、登録機、充電装置、雨除け 等</p>		
〔関係条文〕	〔 自転車活用推進法 第8条、第9条第1項 〕		
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] ▲ 29 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国は、自転車活用推進法に基づき、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図るため、自転車活用推進計画（平成30年6月閣議決定）を策定し、自転車の活用の推進に関する施策の充実を図ってきたところ。</p> <p>また、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に伴い、都市機能の集約と併せて、面的な移動性・回遊性向上のための交通ネットワークの整備を推進するためにも、公共交通を補完しファースト/ラストマイルを担う交通システムであるシェアサイクルの活用を図ることが重要となっている。</p> <p>さらに今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても人との接触を低減する取組として推奨されている自転車の利用について、強力に推進を図っていく必要がある。</p> <p>地方公共団体においても、観光戦略の推進、公共交通の機能補完、地域の活性化のほか、放置自転車の削減といった行政コスト削減を目的としてシェアサイクルの導入のニーズが高まっている。</p> <p>こうしたことから、観光地など事業の初期段階から需要が顕在化し一定程度の収益が見込める箇所のみならず、全国的に広くシェアサイクルの普及促進を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上記の政策目的から、シェアサイクルは、面的な移動性・回遊性向上のためのネットワークとして整備することが必要である。一方で、ポート密度が十分に高いネットワークが形成されるまでの初期段階は、一般に利用回数が低く採算性が低い傾向にあるため、中長期的な投資が必要となるが、その過程で民間事業者が負う固定費の負担が課題となる。</p> <p>税負担軽減措置により固定費が軽減されることで、収益構造の改善効果が生まれるほか、事業者が増収を見込んだ投資判断がしやすくなることから、ポート設置に係る継続的な投資が促進され、シェアサイクルポートの面的なネットワークの形成・強化に寄与する。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
ページ	4 - 1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>① 第5次社会資本整備重点計画（令和2年度内閣議決定予定）において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な自転車利用環境の創出（自転車通行空間の整備）を推進 ・シェアサイクルにおける事業の効率化によるシェアサイクルの普及促進の記載を検討中 <p>②新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定 R2.3.28 策定、R2.5.25 変更） 三（3）4）職場への出勤等</p> <p>「③政府及び地方公共団体は、（中略）自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。」</p>
	政策の達成目標	<p>シェアサイクルポート設置数 約3,600箇所（平成30年度） → 9,000箇所（令和7年度）</p> <p>※シェアサイクルポートの設置数については、自転車活用推進計画に目標数が定められており、令和2年度内を目途に次期自転車活用推進計画の策定に向けて議論を進めているところ。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>シェアサイクルポート設置数 約3,600箇所（平成30年度） → 7,500箇所（令和5年度）</p>
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	シェアサイクル事業者（400件程度／年）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	民間事業者が負う固定費の負担の軽減により、中長期的な観点からシェアサイクル事業を後押しし、シェアサイクルのネットワークの形成による利用機会の創出、継続的な事業運営、国民の移動手段の確保につなげる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金（令和3年度概算要求額：727,746百万円（国費））の内数 ・国際観光旅客税財源充当事業「観光地の『まちあるき』の満足度向上整備支援事業」 ・上記に加え、「緊要な経費」として所要の要望を行う（事項要求）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	既存の予算措置は、観光地など事業の初期段階から需要が顕在化し一定程度の収益の見込みがある箇所について効果的であるが、政策目的として、そうした箇所だけでなく広くシェアサイクルの普及促進を図る必要があることから、税負担軽減措置によってポート設置の投資を促進することにより、事業の初期段階においては収益が見込みにくい箇所においても中長期的な観点から事業を後押しし、シェアサイクルポートの面的なネットワークの形成・強化による事業者の採算性の確保と国民にとっての自転車利用環境の利便性向上につなげるものである。
	要望の措置の妥当性	シェアサイクルの普及促進にあたっては、行政と民間の官民連携のもと、事業の公共性が担保された形で実施することが必要であるところ、本特例措置は、自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画において市町村が定めるシェアサイクルポートの整備を推進する区域（概ね街区単位）において、シェアサイクル事業者が新設するシェアサイクルポートを対象を限定していることから、自転車活用推進にあたってシェアサイクルの普及促進のためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置である。
	ページ	4 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—